

平成24年8月1日
京都府後期高齢者
医療広域連合
亀岡市

マッサージ施術療養費の不正受給について

当広域連合と亀岡市では、マッサージ施術療養費を不正に受給していた者について、以下のとおり事実を確認し、返還請求を行ったのでお知らせします。

記

1 不正受給を行った者について

氏名 大西 誠（施術所経営者・マッサージ師）
施術所名 大西治療センター
所在地 京都府亀岡市葎田野町

2 不正受給額

26,038,335 円（後期高齢者医療分）
5,521,855 円（亀岡市老人保健・国民健康保険分）
（計）31,560,190 円

3 不正受給が発覚した経過等

本年3月、被保険者から、「医療費通知に大西治療センター（以下「施術所」という。）で施術を受けていないのに医療費が記載されている」旨の情報提供を受けた。

京都府後期高齢者医療広域連合及び亀岡市において、医療機関に対する調査を実施したところ、施術所が保険請求に必要な医師の同意書を偽造するとともに、それらを利用して被保険者に無断で作成した療養費支給申請書を提出し、不正請求を行っていた事実を確認した。

その後、施術所に対して事実確認を行ったところ、平成24年7月20日に不正請求・受給の事実を認めため、平成20年4月以降の後期高齢者医療に係る不正受給額26,038,335円及び平成19年7月以降の亀岡市老人保健・国民健康保険に係る不正受給額5,521,855円の返還請求を行った。

4 その他

本件については、不正受給を行った手法が悪質であることから、施術所の代表者を告訴することを検討している。

京都府後期高齢者医療広域連合及び亀岡市においては、今後とも、このような不正受給に対して厳格に対処していく。

（本件に係る連絡先）

京都府後期高齢者医療広域連合 電話 075-344-1202
亀岡市環境市民部保険医療課 電話 0771-25-5025